

男女共同参画社会基本法ができるまで

戦前の日本では、女性は法律上、経済上、政治上の多くの権利を制限され、戦後1945年までは女性の参政権もありませんでした。

戦後の民主化による女性の権利保障、国際的な女性の権利向上運動との連携、国内での地道な女性運動と法整備など、女子差別撤廃条約の批准^{*}とそれに伴う男女雇用機会均等法などの整備が、男女共同参画社会基本法制定への大きな推進力となりました。

^{*}批准:国が条約を承認すること

女性の参政権獲得～基本法制定までのあゆみ

黒字：日本の動き

青字：海外の動き

1945年
女性の参政権が実現

1946年
日本初の女性国会議員が誕生
約1,380万人の女性が初めて衆議院議員総選挙に投票し、日本初の女性国会議員が39名誕生する。

1985年
男女雇用機会均等法制定
女子差別撤廃条約批准

1995年
北京宣言及び行動綱領採択
第4回世界女性会議の開催
女性のエンパワーメントに向けて2000年までに取り組むべき課題を示す「北京宣言及び行動綱領」が採択される。

1997年
男女共同参画審議会設置法成立
男女共同参画審議会が法律で直接設置されることとなり、男女共同社会が初めて法律上定義される。

1998年
男女共同参画審議会に
基本法検討小委員会を設置
「男女共同参画社会基本法について～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」の答申がとりまとめられ、これを基に男女共同参画社会基本法案が作成される。

1975年
第1回国際婦人年世界会議が開催

メキシコシティにて開催
翌10年間国内・国際両面で行うべき行動指針を定めた「世界行動計画」や、平等・開発・平和への女性の寄与に関する「メキシコ宣言」が採択される。

1975年
婦人問題企画推進会議設置
「世界行動計画」を受け、国内における女性の地位向上に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために設置

1977年
国内行動計画策定
世界行動計画及び婦人問題企画推進会議の意見を踏まえ、婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにした。

1996年
「男女共同参画2000年プラン」策定
男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律制定を早期に検討することについて提言される。

1999年
男女共同参画社会基本法施行